

中央学院大学研究倫理規程

(平成28年2月16日制定)

(目的)

第1条 中央学院大学（以下、「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者等の行動・態度の倫理的規程をここに定める。

(研究の基本)

第2条 研究者等は、自らの良心と信念に従って誠実に研究を遂行し、不当な圧力によって研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者等は、生命の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重して差別や偏見の無い態度を維持しなければならない。

3 研究者等は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、各学会等の倫理規定及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 本規程における研究者等とは、本学に所属する教職員（非常勤を含む。）のほか、学部生、大学院生及び研究員等、本学の施設・設備を利用して研究活動に関わるすべての者を指す。

(研究者等の責務及び行動規範)

第4条 研究者等は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、自らの良心と信念に従って誠実に研究を遂行し、不当な圧力によって研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者等は、福祉の増進、平和で自由・平等な社会の発展を念頭においた研究活動を行わなければならない。

3 研究者等は、専門的活動の中で関わり合う人々の不利益やリスクを予見し、回避するために細心の注意を払わなければならない。

4 研究者等は、自己の専門性を高め、絶えず自己研鑽に励まなければならない。

5 研究者等は、自己の専門的知識の限界を認識し、自己の専門性を超える問題について、研究協力者等の利益のために必要と考えられる場合には、適切な分野の他の専門家に相談する。

6 研究者等は、自己の研究計画について、分かりやすく明瞭に説明できるよう努めなければならない。

7 研究者等は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

8 研究者等は、定期的に研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(研究のための資料・情報・データ等の収集及び管理・開示)

第5条 研究者等は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者等が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に敵う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検収可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存管理しなければならない。

- 4 研究者等は、情報・データ等の開示の必要性及び相当性が認められる場合には、知的財産権等を除き、これを開示しなければならない。
- 5 研究データ等の保存、ならびに開示については「中央学院大学における研究データの保存等に関する指針」に、別途定める。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者等が、人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的・収集方法について丁寧な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 実践研究に携わる者は、実践研究に先立って援助対象者に、援助内容・期間・目標・リスク・対価・双方の責任と義務などについて十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、同意を得なければならない。
- 3 子ども、障がいや疾患を有する人、外国人など、認知・言語上の問題や文化的背景の違いのために、通常の説明方法では援助に関する事前の説明の理解が得られると判断できない人が援助対象者の場合には、理解を得るために種々の方法を試みるなど最善を尽くす必要がある。その努力にも拘らず自由意思による判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、代諾者から同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者等は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏洩してはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者等は、研究のために収集した情報・データ等の紛失、遺漏、改ざん等を防止するために適切に保管しなければならない。

(研究成果発表の規準)

第9条 研究者等は、関係者の権利保護等の合理的な理由により公表に制約がある場合を除き、研究成果を社会に還元するため公表しなければならない。

- 2 研究者等は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重すると共に、他者の知的財産権を侵害してはならない。
- 3 研究成果発表における次の不正行為は、絶対にこれをしてはならない。
 - (1) 捏造（存在しないデータの作成）
 - (2) 改ざん（データの変造、偽造）
 - (3) 盗用（他人のデータ・アイデアや研究成果等を適切な引用無しで使用）

4 前項に関しては、「中央学院大学における研究活動上の不正行為防止及び対応等に関する規程」に従う。

5 研究成果の発表にあたっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。

(研究費の取扱基準)

第10条 研究者等は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体からの補助金、寄付金等に由来することに常に留意し、研究費を適正に使用しなければならない。

- 2 研究費の不正防止については、「中央学院大学における研究活動上の不正行為防止及び対応等に関する規程」に従う。
- 3 研究者等は、研究費の使用にあたっては、法令、本法人の経理規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。
- 4 研究者等は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭にしなければならない。

(他者の業績評価)

第11条 研究者等が、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価に関わるときは、評価基準、審査要綱等に従い、自己の良心と信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者等は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(中央学院大学の責務)

第12条 本学は、研究者等の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。

- 2 本学は、研究者等の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じるものとする。
- 3 本学は、研究に関して、不当または不公正な扱いを受けた者からの苦情や相談等に対応するものとする。
- 4 前3項に対応するため、中央学院大学研究倫理委員会を設置する。
- 5 中央学院大学研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、社会連携・研究支援室が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成28年2月16日から施行する。
- 2 一部改正のこの規程は、平成29年2月14日から施行する。
- 3 令和2年10月29日一部改正。改正後のこの規程は、令和2年10月1日から施行する。
- 4 令和4年4月1日 一部改正。